

資料 - 1 専門用語

資料 - 1 専門用語

ア行

名称	掲載頁	解説
意匠	10	意匠法第2条に規定される物品（物品の部分を含む。）の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合で、視覚を通じて美感を起こさせるもののこと。
屋外広告物	44	屋外広告物法に基づくもので、商業看板に限らず、屋外で常時または一定期間の間、公衆の目に付くように表示されるもの。シンボルマーク等でも何らかのイメージを与えるものは、すべて屋外広告物に該当する。

カ行

名称	掲載頁	解説
開発行為	別冊-5	都市計画法第4条第12項に規定される主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の「区画形質の変更」のこと。
確認申請	31	建築基準法第6条及び第88条に基づき、建築物、また広告塔、擁壁などの工作物および昇降機などの工作物の工事に着手する前に、その計画が建築関係法規に適合するものであることについて、建築主事等の審査、確認を受けるための申請。
基調色	10	建物や広告物などにおいて最も面積が広い、地色や背景色のこと。「ベースカラー」とも表現される。
景観協議会	29	景観法第15条で定められた景観計画区域において良好な景観づくりを進めるのに必要な協議を行うため、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構等が協力し合って協議を行い、景観に関するルールづくりを行う機関のこと。
景観行政団体	3	それぞれの地域の特性に応じた景観計画の策定、景観計画に基づく行為の規制、景観づくりの取り組みの実施など様々な施策を行う地方公共団体のこと。
景観協定	29	景観法第81条に定める景観計画区域内の一団の土地所有者等による、自主的できめこまやかな景観に関するルールづくりのこと。 その区域内の全員の合意により、良好な景観の形成に関する協定を締結することができる。
景観計画	1	景観法第8条第1項に定められた法定計画であり、景観づくりを進めるための基本的な計画のこと。計画対象となる範囲や良好な景観づくりのための方針、届出の基準などのルールを定める。
景観計画区域	36	景観計画に定める景観づくりを推進する区域で、現在ある良好な景観資産を大切にしながら、建造物の建築等の行為の制限を行い、緩やかな規制誘導を行う区域のこと。

名称	掲載頁	解説
景観重要建造物	41	景観法第19条に規定されたもので、景観計画に定められた方針に則して、景観行政団体の長が指定する良好な景観づくりに重要な建造物のこと。
景観重要公共施設	45	景観法第8条に規定されたもので、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等にかかわる公共施設のうち、良好な景観づくりに重要なものとして定められたもの。
景観重要樹木	43	景観法第28条に規定されたもので、景観計画に定められた方針に則して、景観行政団体の長が指定する良好な景観づくりに重要な樹木のこと。
景観条例	2	美しい町並みや、良好な都市景観を形成し保全するため、地方自治体が制定している条例。 景観法に基づき景観行政団体が定めたもの（法委任条例）と景観法制定以前から地方自治体が独自に定めているもの（自主条例：後出）とがある。
景観審議会	32	上越市景観条例に基づき設置され、景観づくりに関する基本的事項及び重要事項を調査審議する機関のこと。
景観整備機構	29	景観法第92条に定めるもので、住民主導の持続的な景観づくりの取り組みを支援するため、NPO法人や公益法人で景観行政団体の長から指定されたもの。 主な業務として、景観形成に関する情報提供、相談、その他の援助、景観重要建造物又は景観重要樹木の管理などを行う。
景観そだて	18	市民が自ら景観づくりの取り組みに参加し、大切にしたい景観を発見し、実践し、その結果を検証し、そして新たな取り組みへ誘導していくという展開のこと。
景観地区	31	都市計画区域内で、より積極的な景観づくりを誘導するため、建築物等の形態、色彩、デザイン、高さや面積について総合的な規制を定める地区のこと。
景観づくり重点区域	37	これまでの「上越市景観条例」における「景観形成地区」としての取り組みを継承しつつ、特に良好な景観づくりを推進していくようとする区域のこと。
景観農業振興地域整備計画	46	景観法第55条に規定されている景観計画区域のうち農業振興地域内にあるものについて、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農業用地及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要がある場合、景観行政団体が定める計画のこと。
行為の制限	40	景観法に基づいた景観行政団体の景観計画に定める良好な景観づくりのため、建築物などの建設行為に一定の制限を設けること。
公共公益事業	30	道路、河川、運河、下水道、公園、広場、図書館など公共の用に供する施設や、駅、医療施設など市民生活のために必要な公共的サービスのこと。

サ行

名称	掲載頁	解説
彩度	別冊-4	色の鮮やかさを数値で示したもの。数値が低いほうが落ち着いたやわらかな色になる。
色相	別冊-4	赤、黄、緑、青、紫といった色味の違い。赤 R、黄 Y、緑 G、青 B、紫 P とその中間の黄赤 YR、黄緑 GY、青緑 BG、青紫 PB、赤紫 RP の 10 の色相があり、その他無彩色は N で示される。
自主条例	2	国が定める法律とは別に、または法律の整備がされていない事項に関して、地方自治体が独自に定めた条例のこと。
視点場	はじめに	対象を眺める場所、位置のこと。
準景観地区	31	都市計画区域外で「景観地区」を定める場合の名称。

タ行

名称	掲載頁	解説
耐久性	別冊-5	建築物などの材料が持つ長期間環境の変化に持ちこたえられる能力のこと。
耐候性	別冊-5	建築物などの材料を屋外に放置したときの耐久性のこと。
退色性	別冊-5	建築物などの材料が、日光などにさらされて色がだんだん薄くなる(色があせる)ことに耐える性能のこと。
築造面積	別冊-5	建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく工作物の真上から光をあてたときの影の面積こと。
登録有形文化財	41	文化財保護法による届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護制度で、従来の指定制度(重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの)を補完する制度のこと。
道路付帯施設	別冊-7	道路に付随して設けられる街渠・側溝・ガードレール・カーブミラー等の道路管理者が管理している施設のこと。
都市計画マスタープラン	31	平成 4 年の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(法第 18 条の 2)。
土地の区画形質の変更	別冊-7	土地の「区画」「形」「質」いずれかの変更を行なうこと。 「区画」: 公共施設の新設付け替え、廃止を行なうこと。 「形」: 切土、盛土などにより造成を行なうこと。 「質」: 山林、農地など宅地以外のものを宅地にすること。

ナ行

名称	掲載頁	解説
延床面積	別冊-5	建物の各階の床面積を合計した面積のこと。各階の床面積とは外壁または柱の中心線で囲まれた面積のことで、吹抜け部分、庇、ポーチなどは床面積には含まれない。
法面(のりめん)	別冊-6	道路建設や宅地造成などに伴う地山掘削、盛土などにより作られる人工斜面のこと。

ハ行

名称	掲載頁	解説
光害 (ひかりがい)	11	屋外照明が周辺環境へ及ぼす影響、照明の漏れた光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響のこと。
壁面線	27	道路から建物に向かって一定の距離の線のこと。

マ行

名称	掲載頁	解説
マンセル表色 系（三属性）	別冊-4	色を数値で表す体系のひとつで、色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって表現する。
明度	別冊-4	色の明るさを数値で示したもの。数値が高いほど明るく白っぽく見える。